

滋賀県障害者差別のない共生社会  
づくり条例の見直し検討報告書  
(案)

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会  
(令和8年3月)

## 目次

I	はじめに	1
II	検討経過	3
	1 障害者差別のない共生社会づくり委員会での議論	
	2 障害者団体等へのヒアリング	
III	条例見直しの検討経過および内容	6
	1 定義の精緻化について	6
	2 事前的改善措置（環境整備）の強化について	8
	3 有識者からの助言について	9
	4 あっせんの申立ての充実について	9
	5 相談員の資質確保と組織的な引き継ぎ体制について	10
IV	障害者差別のない共生社会づくり条例見直しの方向性	11
V	おわりに	12
	参考資料編	13
	1 当事者団体・関係機関・市町などへのヒアリング概要	
	2 地域アドボケーターからの意見の概要	
	3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会委員名簿	
	4 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会条例見直し検討部会委員名簿	
	5 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会への諮問書	

## 1 I はじめに

2 滋賀県において、平成31年4月に施行された「滋賀県障害者差別のない共生  
3 社会づくり条例（以下「条例」という。）」は、当事者の声も反映させながら、他  
4 の自治体の条例の優れた部分も採用し、障害の「社会モデル」の定義づけや、個  
5 人も含めた差別的取扱の禁止・合理的配慮の提供の義務化、専門性の担保された  
6 相談対応の実施、障害当事者に寄り添い、その声を代弁して県の相談員につなぐ  
7 地域相談支援員（通称：地域アドボケーター）の創設等、制定当時としては先駆  
8 的な内容となっていました。

9 条例により、障害者差別解消法（以下「法」という。）を補完する相談体制が  
10 整備されたこと等により、条例施行前と比べて障害者への差別等に関する相談  
11 件数が大きく増加するなど、障害のある人が相談の声を上げやすくなったこと  
12 は成果としてとらえています。

13 他方、障害者への差別等の事案はなくなっておらず、条例の目指した障害者差  
14 別のない共生社会の実現に向けては現在でもなお道半ばであり、県民や事業者  
15 への障害の「社会モデル」や合理的配慮の更なる理解促進を図るとともに、地域  
16 アドボケーターへの研修の実施など、相談の解決に向けた実効性確保のための  
17 取組も併せて推進していく必要があるという課題も浮き彫りになってきました。

18 また、条例施行後からこれまでの法制面の動向として、令和3年に障害者差別  
19 解消法が改正され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務  
20 化され、令和6年4月1日に施行されました。全国の自治体においても障害者差  
21 別解消に関する条例の制定等が進展しており、滋賀県においても、令和5年12  
22 月には条例第24条の規定の趣旨にのっとり、滋賀県手話をはじめとする障害の  
23 特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例が制定さ  
24 れました。

25 こうした状況を踏まえ、令和7年7月には滋賀県障害者差別のない共生社会  
26 づくり委員会（以下「本委員会」という。）に条例見直し検討部会を設置し、こ  
27 れまでの間、条例の見直しについて議論を行ってきましたが、令和8年1月には、  
28 知事から本委員会に対して、条例施行後3年を目途とした見直し規定を踏まえ、  
29 条例の見直しについて諮問がありました。

30 諮問にあたって滋賀県は、今日的にどのような仕組み、施策が足りていないの  
31 かといった検討に加え、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」のレガシー  
32 である共生社会づくりの深化を目指す問題意識を提示しました。

- 1 諮問を受けて、条例見直し検討部会において、条例改正案の骨格の検討を行い、
- 2 今般、知事に対する答申である「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の
- 3 見直し」について検討報告書を取りまとめましたので、本委員会における検討・
- 4 議論の経過を含め報告します。
- 5

## II 検討経過

### 1 障害者差別のない共生社会づくり委員会での議論

#### ●令和7年7月2日 第1回障害者差別のない共生社会づくり委員会

- (1) 障害者差別のない共生社会づくり条例の令和6年度取組状況等について
- (2) 障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し検討について
- (3) 条例見直し検討部会の設置について

#### ●令和7年8月5日 第1回条例見直し検討部会

- (1) 部会長の選任
- (2) 障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し検討について
  - ① 当事者団体等からの聞き取り結果について
  - ② 障害の範囲について
  - ③ 地域アドボケーターの実効性確保について
  - ④ 紛争解決の仕組みについて

#### ●令和7年10月31日 第2回条例見直し検討部会

- (1) 定義の精緻化について
  - ① 障害者
  - ② 障害を理由とする差別
  - ③ 合理的配慮
- (2) 事前的改善措置について
- (3) 有識者からの助言について
- (4) あっせんの申立ての充実について
- (5) 優先調達について
- (6) 事前アンケートへの県の考え方

#### ●令和8年1月30日 第2回障害者差別のない共生社会づくり委員会

- (1) 障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しについて（諮問）
- (2) 障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し検討状況について
- (3) 障害者差別のない共生社会づくり条例運用事務マニュアル案について

##### 【諮問の概要】

地域アドボケーターの配置など相談体制の整備により、障害のある人が相談しやすくなった一方で、差別事案は依然存在しています。県民・事業者への社会モデルの理解促進と相談解決の実効性確保が必要です。わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 2025 のレガシーとしての共生社会づくりの深化に向け、条例施行後3年を目途とした見直しについて、貴委員会の意見を求めます。

1  
2 ●令和8年2月6日 第3回条例見直し検討部会

- 3 (1) 障害者差別のない共生社会づくり条例見直し答申素案について  
4 (2) 障害者差別のない共生社会づくり条例運用事務マニュアル案について  
5

6 ●令和8年3月13日 第3回障害者差別のない共生社会づくり委員会

- 7 (1) 障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し検討の報告について  
8 (2) 障害者差別のない共生社会づくり条例の見直し答申案について  
9

10 2 障害者団体等へのヒアリング

11 ○アンケート回答（令和7年4月～6月）

12 ・滋賀県手をつなぐ育成会、彦根育成会、守山市手をつなぐ育成会、滋賀県知的  
13 的ハンディをもつ人の福祉協会、滋賀県視覚障害者福祉協会、滋賀県身体障  
14 害者福祉協会、CILだんない、日本オストミー協会滋賀県支部、滋賀県ろう  
15 あ協会、湖南市聴覚障害者協会、滋賀県中途失聴難聴者協会、ひまわりの会、  
16 社会福祉法人もるどう会 あじさい園、滋賀県自閉症協会、滋賀県精神障害  
17 者家族会連合会、障害者の生活と権利を守る滋賀県連絡協議会、湖西地域働  
18 き暮らし応援センター、湖東地域基幹相談支援センター ステップあっぷ  
19 21、野洲市基幹相談支援センター、甲賀市・湖南市障がい者基幹相談支援セ  
20 ンター、滋賀県社会福祉協議会、滋賀県人権センター、滋賀県国際協会、湖  
21 国バス株式会社、近江鉄道株式会社自動車部、みらいえ住宅株式会社、しが  
22 入居支援センター、滋賀タクシー水口営業所、琵琶湖タクシー株式会社、株  
23 式会社帝産タクシー滋賀、スペースウィン、滋賀労働局、北大津高等養護学  
24 校、北大津養護学校、甲南高等養護学校、長浜養護学校、長浜北星高等養護  
25 学校、野洲養護学校、甲良養護学校、鳥居本養護学校、八日市養護学校、聾  
26 話学校、近江学園、きょうされん滋賀支部（63者）：計106団体・機関およ  
27 び各市町  
28

29 ○ヒアリング

- 30 ・R7.4/25 滋賀県宅地建物取引業協会へのヒアリング  
31 ・R7.4/28 滋賀県タクシー協会へのヒアリング  
32 ・R7.4/28 滋賀県バス協会へのヒアリング  
33 ・R7.5/9 滋賀県人権センターへのヒアリング  
34 ・R7.5/14 平和堂へのヒアリング  
35 ・R7.7/24 滋賀県中途失聴難聴者協会へのヒアリング  
36 ・R7.9/26 しが盲ろう者友の会へのヒアリング

1

2 ○意見交換等

3 ・R7.5/1 C I L だんないとの意見交換

4 ・R7.7/17 県障害者施策推進協議会にて報告・意見交換

5 ・R7.8/6 ぽてとファーム事業団との意見交換

6 ・R7.9/3 C I L だんないとの意見交換

7

### Ⅲ 条例見直しの検討経過および内容

#### 1 定義の精緻化について

##### ポイント

- ①障害の範囲：障害者と同様に「生きづらさ」を抱える人への対応
- ②「精神障害（発達障害を含む。）」という表現について
- ③関連差別を含む規定としていることを、より分かりやすく明示した補足的な規定ができないか。
- ④「合理的配慮」という用語・定義の再検討

#### 【条例見直し検討部会における意見概要】

##### (1) 「生きづらさ」は条例に含めるべきではない

ア 条例の対象を無制限に広げると、本来支援が必要な障害者への救済の仕組みが機能しなくなる懸念がある。

イ 「生きづらさ」への対応が必要であれば、別枠で対応する方が効果的である。

##### (2) 障害者の定義：「精神障害（発達障害を含む）」の表記の見直し

ア 発達障害当事者・家族への影響が大きい。（当事者の自己理解と脳の特性としての社会的受容を妨げる可能性がある。）

イ 社会啓発の観点からも、わかりやすく分別された表記が必要である。

##### (3) 障害を理由とする差別の定義：「不均等待遇」の明確化

ア 不均等待遇を定義することにより、直接差別・間接差別・関連差別がより明確化される。

イ 車椅子など支援機器を理由とする差別にも対応していることを明示すべきである。

##### (4) 合理的配慮の定義：他県の表記を参考にしてはどうか

ア 「必要かつ合理的な調整・変更」が最適と考える。「思いやり」といった情緒的・主観的なものではなく、客観的・実質的な内容を伴ったものというニュアンスが伝わる。

イ 「合理的」の意味をより明確にするため「社会通念上相当と認められる範囲を超えた負担になるものを除く」と但し書きで追記すべきである。（参考：長崎県条例）

#### ◆議論を踏まえた考え方

(1) 条例の範囲を「生きづらさ」にまで拡大するということはせず、現状のベースを引き続きしっかりと取り組んでいくべきである。

(2) 知的障害と精神障害を分けて記載しているのと同じように、精神障害

と発達障害も分けて記載することが、わかりやすさ、判別のしやすさ、啓発の観点からも適切である。

(3) 不均等待遇を定義化することで、関連差別・間接差別がより明確化され、均等ではない待遇は差別であるという意味ではあらゆる事例が包含されやすい。

(4) 合理的配慮の定義については、長崎県の条文を基準に進めていくと、非常に分かりやすくなるのではないか。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29

**補足事項**

**「生きづらさ」に関する問題意識の整理**

- 平成30年からの条例の策定過程において、県は、法の実効性の補完の必要性だけでなく、障害者と同様に社会的障壁を抱えた様々な「生きづらさ」を抱える人への課題に対して県民全体で取り組むことの必要性という社会福祉全般の問題意識を示していた。
- その上で、当時の策定過程においては、条例前文で社会保障の狭間で困難な暮らしを余儀なくされ、また周囲の無関心や無理解により孤立する人々がいることも問題意識として明らかにするとともに、障害の範囲については見直し規定を設け、今後の事例の蓄積や国の動向を見据えながら検討していくとされた。
- こうした社会福祉全般の課題への対応については、国においても法整備が進み、令和3年4月から施行された社会福祉法改正では、地域共生社会の実現に向けて、市町が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、重層的支援体制整備事業が実施されることになった。同事業の創設は、これまでの福祉制度・政策と、人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としている。現在、12市2町が同事業を実施しており、着実に取組が広がりつつある状況である。
- 一方で、本条例の施行後も障害を理由とした差別事例や合理的配慮不提供の事例はなお存在し、また、建設的対話が困難な事例があること、県が実施した当事者団体へのヒアリングにおいて、合理的配慮の前に障害を知ってもらうということが大事であるといった意見がある。こうした状況に鑑みると、条例が本来目指した法の実効性の確保は、必ずしも十分とはいえない状況が見て取れる。
- したがって、条例の見直しにおいては、障害者と同様に様々な社会的障壁により「生きづらさ」を抱えた者が存在する実態があることについての条例前文における問題意識の意思表示は引き続き堅持すべきであるものの、「生きづらさ」を新たに定義づけて「障害の範囲」を広げるのではなく、引き続き障害の「社会モデル」の考え方を徹底し、障害のある人もない人も分け隔てられない共生社会の実

1 現を目標として掲げ、障害のない人にとっても障害をいかに我が事として理解す  
2 るよう更に促進していくことが重要であると整理するものである。

## 4 2 事前的改善措置（環境整備）の強化について

### ポイント

- ①合理的配慮は即時的対応が求められるのに対して、環境整備は一定の時間を要するという違いがあるが、ともに社会的障壁を除去する取り組みとして求められるという点では違いはない。
- ②環境整備（事前的改善措置）に関する県・事業者の責務規定を設けるべきかどうか。

### 【条例見直し検討部会における意見概要】

#### （1）職員研修を明確に含めるべき

8 社会モデルに基づく障害理解や合理的配慮の実施能力を高める職員研修  
9 は環境整備の重要な要素である。

#### （2）情報のユニバーサルデザインの明記

11 ア 発達障害者にとって、情報が飽和状態にあると混乱や心理的負担が生  
12 じる。

13 イ 最初からすっきりとした理解しやすい情報設計が重要である。

#### （3）環境整備と合理的配慮の区別を明確に

15 ア 環境整備は努力義務だが「何もしなくてもよい」という誤解を払拭す  
16 必要がある。

17 イ イギリスモデルのように、時間軸は異なるが計画的な実行を促す工夫  
18 が必要である。

19 ウ 環境整備を「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」の見  
20 直しにて対応するのであれば、前回の当該条例の改正以降の関係法令の  
21 見直しの状況を踏まえつつ、本条例との整合性・役割分担を明確にする  
22 必要がある。

### ◆議論を踏まえた考え方

（1）法の環境整備に関する規定を少し補強する条文を加えてはどうか。合理的配慮を提供しやすくするための環境整備の一環として、職員研修も盛り込めば、法第5条を補完する意味でも良いのではないか。

（2）情報のユニバーサルデザインについては、県手話等による意思疎通等促進条例の見直しの中で検討してはどうか。

(3) 国スポ・障スポでのバリアフリーの進展を大会後も未来へ引き継がれるレガシーとするため、事業者が取り組む社会的障壁の除去に対し、県が支援する仕組み等の規定を整備してはどうか。

### 3 有識者からの助言について

#### ポイント

差別事象等に対する県全体の相談支援にかかる質の向上について

#### 【条例見直し検討部会における意見概要】

(1) 定期的な事例検討会の制度化が必須（条例に明示すべき）

現在の滋賀県の事例検証会議は要綱での位置づけのみで、条例上の根拠がない。

(2) 有識者による継続的なバックアップ体制の構築

ア 相談員が一人で判断・対応するのではなく、当事者や専門職（弁護士等）を交えたアドバイザー会議が重要である。

イ 定期的なスーパーバイズにより相談員の資質向上と判断の客観性を確保すべきである。

#### ◆議論を踏まえた考え方

相談員に対するバックアップ体制（特に有識者からの定期的な助言）を担保するような規定を盛り込んではどうか。

### 4 あっせんの申立ての充実について

#### ポイント

①本人による申立てをサポートする方法の充実について

②意思決定支援は地域アドボケーター、相談員、県職員が行うという仕組みの導入について

#### 【条例見直し検討部会における意見概要】

・あっせん申立権：本人意思と自己決定権の尊重

(1) 現行条例第11条第2項では「家族、後見人その他の障害者を保護する人」とあるが、「保護」は自己決定権と逆向きのベクトルである。

1 (2) 条例第 11 条第 2 項で意図する申立者の本来の人物像は、本人の意思決  
2 定を支援する人であり、本人の自己決定を踏まえない申立ては本来の趣旨  
3 にそぐわない。

4 (3) 具体的な解決策の選択肢を提示した上で本人の意思決定を支援するとい  
5 う考え方のもとで、本人申立てを支援する仕組みが望ましい。

6  
**◆議論を踏まえた考え方**

(1) 本人の自己決定権をより尊重する。

(2) 申立てに関して県が支援することを規定し、当事者である障害者に対  
し意思決定のための支援の充実を図る。

7  
8  
9 **5 相談員の資質確保と組織的な引き継ぎ体制について**

**ポイント**

①地域アドボケーターの実効性確保について

②県職員の人事異動で条例運用が急変しない工夫について

10  
11 **【条例見直し検討部会における意見概要】**

12 (1) 地域アドボケーターの要件

13 「熱意と識見」が必要であるが、「社会モデルをしっかり理解している  
14 人」である必要がある。

15 (2) 人事異動による業務蓄積の喪失を防ぐ

16 ア 県職員の異動により、これまで蓄積された相談対応のノウハウやケー  
17 スの経験がリセットされてしまう。

18 イ マニュアル化または引き継ぎ記録の充実により、長期的な対応の質を  
19 保障する必要がある。

20  
**◆議論を踏まえた考え方**

(1) DET 研修（障害の平等化研修）等の継続的实施により、地域アドボケ  
ーターおよび相談員の社会モデルの理解を段階的に深めるべきである。

(2) 県が実施する事務のマニュアル化と、少なくとも引き継ぎをきちんと  
行い、管理職を含めた職員が今行っていること、考えていることを 10 年  
後、20 年後も実施できるような工夫をすべきである。

21

22

## IV 障害者差別のない共生社会づくり条例見直しの方向性

### 1 定義の精緻化（第2条関係）

(1) 国際疾病分類に基づき、法令上、発達障害は精神障害に含まれるものとして扱われているところであるが、精神障害と発達障害の症状や福祉施策は異なっていることから、知的障害と精神障害を分けて記載しているのと同じように、精神障害と発達障害も分けて記載するように改めるべきである。

(第1号)

(2) 今なお飲食店等において車椅子利用者等への差別事例があることから、「不均等待遇」の規定をより明確化すべきである。(第3号)

### (3) 合理的配慮の定義

- 合理的配慮は情緒的・主観的なものではなく、客観的・実質的な内容を伴ったものというニュアンスを正確に伝えるため、「必要かつ合理的な調整・変更」とすべきである。
- 「合理的」の意味をより明確にするため「社会通念上相当と認められる範囲を超えた負担になるものを除く」といった内容を但し書きで追記すべきである。(第4号)

【参考：障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例】

(定義)

#### 第2条第5項

この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求め又はその家族等の求め(障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。)に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。

### 2 県の責務に事業者が行う事前的改善措置に対する支援を追加（第4条関係）

国スポ・障スポでのバリアフリーの進展を大会後も未来へ引き継がれるレガシーとするため、事業者が取り組む社会的障壁の除去に対し、県が支援する旨の規定（出前講座等の情報の提供も含む。）を整備すべきである。

### 3 有識者からの助言（第7条関係）

差別事象に対する県の相談支援にかかる質の向上を図るため、相談員に対するバックアップ体制（特に有識者からの定期的な助言）を担保するような規定を整備すべきである。

### 4 あっせんの申立ての充実（第11条関係）

(1) 当事者である障害者の自己決定権をより尊重する観点から文言を修正すべきである。(第2項)

(2) 申立てに関して県が支援することを規定し、当事者である障害者に対し意思決定のための支援の充実を図るべきである。

## 1 **V おわりに**

2  
3 障害の有無に関わらず、全ての人が等しく基本的人権を享有するかけがえの  
4 ない個人として尊重されることは、県民共通の願いです。

5 滋賀県では、かつて障害者の人権を踏みにじる虐待事案「サングループ事  
6 件」があり、その反省と教訓、そして二度と起こさせないという決意のもと、  
7 今日まで関係者の努力により権利擁護、障害理解の促進、福祉サービスの充実  
8 等が図られてきました。

9 しかし、今回の検討に際して集まった事例を見ても分かるとおり、誤解や偏  
10 見、理解不足により、障害を理由とした不当な取扱いなど、障害者に対する差  
11 別は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例施行後も今なお根強くあり  
12 ます。

13 また、障害者虐待も後を絶ちません。差別されていることに気づかない人、  
14 声をあげられない人、あきらめている人も未だ多く存在すると考えられます。

15 県においては本答申を尊重して速やかに条例を改正することのみならず、引  
16 き続き実効ある施策を構築し不断の取組みを行うことを求めます。

17 そして、「この子らを世の光に」という言葉に代表される、当事者の思いを  
18 受け止め、共感し、制度を待たずに自ら取り組むという滋賀の福祉の実践者が  
19 大切にしてきた思想があまねく広がり、誰一人取り残さない共生社会の実現に  
20 向けた県民一人ひとりの行動につながることを期待します。

21  
22

## 1 参考資料編

### 1 当事者団体・関係機関・市町などへのヒアリング【概要】

( 期間：令和7年4月～6月 )

#### 1 障害を理由とした差別の事例および合理的配慮不提供の事例

##### (1) 教育

ア 高等部就労体験における医療的ケアを要する生徒の看護師同行がないこと（保護者の同行が必要）。

イ 医療的ケアを要する児童生徒がスクールバスに乗れないことと関わり、登校手段が家庭の負担となっている。保護者の就労や勤務にも関わり、不利益がある。

##### (2) 雇用

ア 上司からも「障害者雇用で働いてるんやからしっかりしいや」と言われた。

イ 聴覚障害者が在職している企業によって、会議や研修時に手話通訳による保障がない。

ウ 求職者の支援において、ハローワークに同行した際、窓口相談で企業見学の依頼を担当者の方からしていただきました。企業から「手帳のある人はごめん」との返答でした。

##### (3) サービス提供

ア 車いす利用を理由に入店を拒否された。

イ 居酒屋で、席が空いているのに、車椅子ユーザーは予約がないと入れないと言われた。

ウ 車いす利用者が飲食店に入店し、自動券売機で食券を購入した後、順番待ちのために入口付近にいたところ、通りがかった店員があからさまに「邪魔」と言ってきた。（後日、事業者側が人権研修を受講）

##### (4) 福祉

ア グループホームができるときに、一部の在宅の方の反対運動がおこり、実現できないことがある。もう少し行政の指導が欲しい。

##### (5) 医療

ア 医療相談など健聴者と一緒に行動すると、当事者は置き去りにされて結果だけを知らされることがある。当事者の立場を重視して、筆談対応などの話し合いがもたれることを希望する。

##### (6) 建物・公共交通

ア 全ての公共施設では無理かもしれないが、未だにスロープではなく、階段になっている所もあったり、身障者用トイレがなかったりする場所がある。

イ 表示物にルビが振っていない、点字ブロックの上に物が置いてある、トイレのスペースが狭く車イスでは利用しにくい、段差が多い、階段に手すりが付いていない等

ウ ○○ホールにおいて事業を実施した際、多くの車いす利用者の参加があ

1 ったが、車いす席を確保するための座席撤去等の作業を利用者側に求めら  
2 れた。

3 エ ユニバーサルシートの無いトイレが多く外出時のオムツ換えに困る。

4 オ 駅前で、バスの運転手が窓から顔を出して、乗車の際には事前に連絡す  
5 るようにときつい調子で言われた。

6 カ 駅の無人化は、危険時にすぐに対応出来ずに利用者の生命に関わる問題。  
7 また、次発の乗車を希望し、駅員も承認したものの、急なアクシデントや  
8 乗客対応で乗車予定の電車を遅らせることを求められた。

9 キ 会議において、「「研修会の会場にはエレベーターはありません」と事前  
10 に案内文に掲載するなどの配慮を行った」との報告があった。車いすユー  
11 ザーを事前に排除することと同義であり、合理的配慮をはき違えていると  
12 指摘した。

13 ク 2ステップバスなど障がいをお持ちの方にとって乗降に難があるバス  
14 の運行

#### 15 (7) 情報提供

16 ア 聾のパートナーが市役所に書類を提出後、再度登庁する必要があったが、  
17 職員より、「次回は聞こえる人と来てください。」と言われたとのこと。(そ  
18 の後の対応として、人事課と協議し、職員を対象とした合理的配慮の研修  
19 会を開催)

20 イ 市出前講座を依頼した際、点字による資料5部をお願いしたところ、予  
21 算がないことを理由に断られた。

#### 22 (8) 意思表示

23 ア ヘルパーさんと一緒にいると、多くの方はヘルパーさんに意思確認をさ  
24 れますが、本人に意思確認をして欲しい。

## 26 2 合理的配慮の好事例について

### 27 (1) 教育

28 ア 小学校や中学校が夏休みを利用して手話とふれあう機会を設ける所が  
29 ひろがりつつある。

30 イ 副籍交流に向けた自己紹介ポスター・自己紹介パワーポイントを使って  
31 の事前学習や実際の交流での関わりでの経験を通して、相手への理解を深  
32 め、自然な言葉かけや思いやりを持って関わろうとする様子が見られた。

33 ウ 高等部3年生が大学進学希望した際、大学側に申出て受験前面談(進学  
34 相談)を行っていただくことになりました。その後、受験上の配慮願を本  
35 校から大学側に申請し、「小論文のパソコン入力」等の合理的配慮を受け  
36 ることができました。

### 37 (2) 雇用

38 ア 知的障害者等が業務理解をしやすいように、マニュアルの説明文は簡易  
39 なものにとどめ、主に写真を用いて視覚的に分かるようにしてもらった。

40 イ 身体障害者(歩行障害)の通勤や着席に支障がないように、スロープ付  
41 きの建物で、1階に席を配置。駐車場の場所もできる限り配慮してもらっ

1 た。

2 ウ 聴覚障害者の方が客室清掃やベッドメイキング業務で実習。分からない  
3 ことがあれば聞く人を固定。作業理解が高かったため、当初予定していな  
4 かった夕食準備も経験するなどスムーズに実習を終えた。その後採用にな  
5 ったが、フルタイム勤務には自信がなかったため配慮いただき、週4日か  
6 ら開始。

7 (3) サービス提供

8 ア 障害の重い人たち複数人で外食を計画した際、注文後に食事の提供まで  
9 の時間を待つのが難しいと説明したところ、メニューをあらかじめ頼んで  
10 おき、店に着く頃にテーブルに食事が出てくるようタイミングをはかって  
11 提供してもらえました。

12 イ 一部のスーパーマーケットではアイ・コミュニケーションボードを設置  
13 するなど、きちんと対応してくれる。

14 (4) 福祉

15 ア 関係機関によるサービス調整会議を行うことで、児童生徒の実態や各関  
16 係機関での様子を共有し、支援方法を検討することで、どの場面でも合理  
17 的配慮ができています。サービス事業所が児童生徒の学校での様子を見学す  
18 る機会が増えた。

19 (5) 建物・公共交通

20 ア 養護学校に公共交通機関で通学を希望する生徒の思いを叶えるため、関  
21 係者による要望、協議を重ねた結果、学校前にバス停が設置された。(2011  
22 ~2013年)

23 イ 列車とホームの間に隙間があるのを矢板を使って安全に乗り降りでき  
24 るようにされた事例です。ホーム全体を改良することは難しいですが、何  
25 両目の処にその矢板があると覚えておけば、障害者やお年寄りはその番号  
26 の車両を利用すれば、いちいち駅員さんや周りのお客さんに手助けを頼ま  
27 なくても安全に利用できます。

28 ウ ノンステップバスが増え、運転手さんが快く手伝ってくれること

29 エ 小型ノンステップバスの導入

30 オ 障スポ会場においてのカームダウンスペース設置は参加する側(観戦者  
31 も含む)にとって安心に繋がるという声があります。

32 カ 観光情報誌にピクトグラムを載せ、ユニバーサルデザインの周知

33 (6) 不動産

34 ア 県下の住宅確保要配慮者居住支援法人の尽力もあり、障害者の方でもお  
35 部屋の賃貸仲介契約(サブリース契約での居住支援)がしやすくなってい  
36 る。

37 (7) 情報提供

38 ア 聴覚に障がいがある外国人の方の相談に対して、筆談などを活用して言  
39 語的な支援を行い、相談の解決の支援を行った。関係機関が障がいだけで  
40 なく、言語的・文化的な配慮の必要性を理解し、適切な対応につなげたも  
41 のです。

42 (8) 意思表示

1 ア 選挙の際、障害者が投票できるよう、施設の職員が、候補者の写真を準備する等の支援を行った。

### 3 条例施行後の変化について

5 (1) 法改正（事業者の合理的配慮の提供の義務化）によって、大学等の教育分野においての取り組みが進んだのではないかと感じます。

7 (2) 変えるのが難しいのは、人の心だと感じます。障がいのある人のことを知ったり、関わったりすることが大切

9 (3) 事業者や団体等の合理的配慮の提供を後押しするための助成制度の利用事業者が少ない。助成対象や助成額、利用の流れ等、より活用されるよう見直しが必要。

12 (4) 必要な予算措置が講じられなければ、「絵に描いた餅」になってしまうことの方が多く、それが実感です。

14 (5) 地域アドボケーターという言葉がこの条例施行以来、久しぶりに聞きましたが、まだまだ認知度が低いように感じます。実際に課題に直面しなければ必要はないですが、こうした存在の認知度を上げていくだけでも障害者差別解消・人権意識の啓発に繋がると思います。（びわ湖放送のジンケンダーCMなどに取り上げるなど）

19 (6) 相談員の方を中心に定期的に勉強会、交流会が開かれているようで横の繋がりが広がり、支援の質、スピードに変化が出てきたように感じている。

21 (7) 近年、高速道路、公園、駅や商業施設に障害者用・オストメイト用のトイレが増えてきたことは実感できますが、場合によっては「どなたでも使用できます」とアナウンスされ、使用したいときに使えない事が出来たことは経験しました。

25 (8) 県立美術館の出前講座など、現地に行きにくい生徒にとって身近で体験できる機会が増えた。

### 4 合理的配慮の周知について

29 (1) 教育

30 ア 特別支援級の教員だけでなく全ての教員に様々な障がいについての研修を実施していただきたい。

32 イ 学校教育における地域の障害者との交流やボランティア体験をとoshした心のバリアフリー(思いやり)教育の充実

34 ウ 小学校4年生を対象とした人権学習に講師として招いていただき障害者差別や合理的配慮について児童向けに講話させていただいています。

36 エ 合理的配慮のパフレットを学校に頂き、私たちが事業所を回る際に配らせてもらったりすると嬉しい。合理的配慮の意味や提供の仕方、好事例の発信など、定期的に県主導で、各関係機関対象に研修を実施する。

39 オ インクルーシブ教育など、保育所・学校・学童での教育を推進してほしいと思います。子ども達に理解を求めることを強制するということではなく、同じ地域の障害のある子が、同じ地域の学校に“あたりまえ”にいる

1 こと。特に学齢期の教育は重要だと考えます。

2 カ 障がいのある方とふれあった経験、作文を読むことによって障がいにつ  
3 いて考える機会などが得られます。

#### 4 (2) 雇用

5 ア 民間事業者等を対象に行うハローワークが主催する「公正採用選考研修  
6 会並びに学卒求人手続き説明会」や各地域職業対策連絡協議会が主催する  
7 「企業と高等学校進路担当教諭を対象とした情報交換会」で合理的配慮の  
8 周知、推進をさらに進めていくことが有効であると考えます。

#### 9 (3) 考え方

10 ア 「困ったときはお互い様」の気持ちで、合理的配慮が理解できない方で  
11 も怪我などして体の一部が利かなくなる、年を取ると自分の意志の通り動  
12 けなくなる等といつかはわかること。

13 イ 歳をとるのも障害者になるのも、みんながわが事として考えられるよう  
14 にする方法を探してほしい。

15 ウ 見えない障がいを持つ側にとっては、障がいについての理解を広く進め  
16 ていただきたいと思っています。本人の行動や発言には意味があり理由が  
17 あることを分かっていたきたい。

18 エ 「合理的配慮」という言葉の意味あいが難しいと感じます。例示などを  
19 示し、かみ砕いた説明で身近に感じられるとよいと思います。また、言葉  
20 だけを捉えると、「負担が過重になるものを除く」ということですが、す  
21 ぐには難しいことでも、障害者のある方との対話をしながら、考えていく  
22 きっかけにできたらと考えます。

23 オ 障害の特性がそれぞれ違うため、障害者と暮らしていても、他の障害の  
24 ある方の事は知らないことが多い。合理的配慮の前に障害を知ってもらう  
25 ということが大事かなと思う。

26 カ 条例の文言だけを見せると、“なぜ障害者だけ”と捉えられかねません。  
27 なぜ条例ができたのか、作る必要があったのか、背景も含めた啓発が必要  
28 ではないでしょうか。

#### 29 (4) 方策

30 ア こういう人がいますよというような、ふれあいの機会を持つこと。分か  
31 らない状態だとお互いに不安になる。

32 イ 障害の特性を知っていただく研修や体験をしていただく事業を継続し  
33 て実施していく必要がある。

34 ウ 障害当事者を講師として招いて、具体的な例を話す。例えば、車椅子利  
35 用者が低床バスが増便されたことで行動時間などが広がった。

36 エ 当事者の声を、気軽な雰囲気の中で聞く場として、『共生カフェ』など  
37 を企画し、当事者や地域住民、行政、企業が参加し、交流する。

38 オ 個人、事業所問わず、自慢のアイデアや取り組みを紹介する時に必ず  
39 当事者の姿も紹介

40 カ 目に見えるようにして（視覚情報）、耳で聞こえるようにして（言語情  
41 報）、多くの人の意識に定着させていくことをめざしてほしい。

42 キ BBC 放送での宣伝やバス・電車の中吊り広告を活用して広める方法ほど

1 うでしょうか。メディアや公共の場での広告は人々の注意を引きやすく、  
2 一気に認知度を高めるのに効果的だと思います。

3 ク 合理的配慮の好事例を紹介することで、具体的なイメージをもっていた  
4 だけると周知、推進に効果があるのではないかと思います。

5 ケ 具体的な合理的配慮の提供方法や事例をまとめたガイドラインを作成、  
6 配布し、合理的配慮に取り組む指針として活用してもらおう。

7 コ 「やさしい日本語」および多言語のリーフレットの作成や SNS を活用し  
8 た広報を検討いただけると、より多くの方への周知が可能だと考えられる。

9 サ 行政機関や福祉サービス事業所等の職員に対して、合理的配慮の研修の  
10 受講を推進してもらいたい。合理的配慮をテーマにした啓発動画などを作  
11 成してもらえれば研修などに活用できると思われる。

## 13 5 その他（意見等）

14 (1) 担当者が代わっても条例の運用は同一になるよう、内規や要項、ガイド  
15 ラインなどで可能な限り詳細に規定していくべきと考える。

16 (2) 地域アドボケーターの実績（相談件数や相談内容など）を共有いただき  
17 たいです。

18 (3) 障害者差別解消相談員や地域アドボケーターの存在や、条例の認知度が  
19 まだまだ低い印象を受ける。また障害者差別解消相談員や地域アドボケ  
20 ーター、県と市町の連携が十分できていない。

21 (4) 相談の実績はあっても、どの分野でどのような改善があったのか情報を  
22 得る機会がない。

23 (5) 合理的配慮の実現には「過度の負担とならない範囲での調整」が求めら  
24 れることがわかります。しかし、その判断基準が曖昧であるため、現場の判  
25 断が難しい。特に、障害者の情報保障に関わる費用負担については、県や自  
26 治体が支援する仕組みがあると、合理的配慮をより確実に実現できると考  
27 えます。

## 2 地域アドボケーターからの意見の概要

- (1) 障害福祉課や相談員、他のアドボケーターの方との連携や連絡につきましては、以前にお話しした事がありますが、オンラインのチャットや掲示板（LINE レベルの簡易さを希望）で出来れば、即時性もあり、遠くの方ともご連絡やご相談がしやすいと思うので導入をご検討ください。
- (2) アドボケーターとして相談を受けた場合、相談者の話が100%本当なのか、確かめる必要があると思っています。相談者に対しては、相談者の思いを否定することは絶対しないようにはしていますが、勘違いがあったり、今までどこかに相談されていた場合、その時どういった対応をされたのか、今までの経過も知っておく必要があると思っています。行政に相談したのに対応が悪かったなどの場合は、行政に問い合わせますし、相談者を全く私が知らない場合など、相談者がどんな感じの方なのか、相談者を知っている人に聞くこともあります。
- (3) 相談に対し、障害者差別解消相談員さんに報告し、対応が必要な場合はお願いすることになるのですが、丸投げするのではなく、相談者に対してアドボケーターで出来ることがあればすれば良いと思うし、出来ないことは、適した相談機関につなげる必要があるもので、ある程度の対応が出来る知識はいると思う。その上で上記2で得た情報も伝え、障害者差別相談員さんをお願いするようにしている。
- (4) 相談者からの相談内容については、守秘義務があるので、障害者差別解消相談員さんやその他どこかに話しをする場合は、相談者の許可を取るようになっている。
- (5) 日頃からアンテナを高く持ち、合理的配慮が出来ているか、目を光らさないと思っています。
- (6) とにかく、地域アドボケーターに話が聞いてもらえるということの周知が必要。私は、前に支援センターにチラシを掲示していたが、センターの様態替えて掲示がはずされているので、もう一度掲示しようと思う。行政機関、関連施設など掲示できる場所はどんどん掲示するとよいと思う。
- (7) まだまだ知らない方が多いんですかね、正直私自身も経験が浅く、自分の参加する団体の事しか分かりません。だから相談がなかった事にホッとしているのが現状です。滋賀県、大津市にどれだけの団体があるかも分かりません。やはり他の団体の方とのコミュニケーションをはかるためには知る事が大事だと思いますのでそのような研修等が増えればいいんだと思います。
- (8) (県への報告が) 書類の提出がまだまだ多いので私みたいな障害者は右手が不自由で字が書けませんのでメールとかラインで送れるとありがたいです。
- (9) 障がい者の保護者の立場から活動をしています。集まり等でアドボケーターのことを話すようにしていますが、あまり存在を認知されていないように感じます。今後もいろいろな機会に伝えていきたいと思っています。
- (10) 相談を受けることがないためアドボケーターとしての役割を果たしているのかという不安はありますが、具体的な事例の情報を提供していただく

- 1        ことで、相談があった時の対応について、心構えができるので、大変助かり  
2        ます。
- 3        (11) 集会の場でこの活動について報告させてもらっているのに、会員さんには  
4        ある程度理解をもらっています。その他、一般の方々がどれだけご存知なの  
5        か、声をかけてもらわなければ、当方としては行動できない。
- 6        (12) 相談内容によっては、市の関係部署へ相談し対応解決することがある。
- 7        (13) 最近やっとアドボケーターの存在を知られるようになってきた。
- 8        (14) 法改正により合理的配慮が義務化となったが、設備改善に経費がかかるこ  
9        とから、理解実施されていないように思う。
- 10       (15) アドボケーター間の会合や情報交換の場がほしい。
- 11       (16) 土日連休時に相談された時に県相談員へ連絡・相談ができない。
- 12       (17) 差別と認識するプロセスの大切さを地域の中で共有することが難しい。
- 13
- 14

### 3 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会委員名簿

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会 (任期：2025年10月31日まで)	
	(50音順・敬称略)
構成機関等	氏名
(社福)滋賀県社会福祉協議会	安部 恵理
滋賀県市長会	伊藤 仁文
(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	大西 孝雄
(特非)滋賀県精神障害者家族会連合会	河島 京子
滋賀県医師会	木村 隆
滋賀県特別支援教育研究会	木村 政秀
滋賀県障害者自立支援協議会	坂本 彩
(公社)滋賀県手をつなぐ育成会	崎山 美智子
滋賀県商工会議所連合会	佐藤 祐子
(特非) 滋賀県社会就労事業振興センター	城 貴志
滋賀県精神保健福祉士会	杉山 更紗
(特非) JDDnet滋賀	高木 節子
滋賀弁護士会	竹下 育男
滋賀県精神科診療所協会	田中 和秀
龍谷大学	樽井 康彦
(社福) 滋賀県聴覚障害者福祉協会	中西 久美子
長浜米原しょうがい者自立支援協議会	美濃部 裕道
滋賀県中小企業家同友会	宮川 草平
(社福) 滋賀県視覚障害者福祉協会	山中 淳喜
(特非) 滋賀県難病連絡協議会	山根 寿美子

**滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会**  
(任期：2027年10月31日まで)

(50音順・敬称略)

構成機関等	氏 名
(社福)滋賀県社会福祉協議会	安部 恵理
滋賀県市長会	伊藤 仁文
(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	大西 孝雄
(社福) 滋賀県視覚障害者福祉協会	奥村 清和
(特非)滋賀県精神障害者家族会連合会	河島 京子
滋賀県医師会	木村 隆
滋賀県特別支援教育研究会	木村 政秀
滋賀県障害者自立支援協議会	坂本 彩
(公社)滋賀県手をつなぐ育成会	崎山 美智子
滋賀県商工会議所連合会	佐藤 祐子
(特非) 滋賀県社会就労事業振興センター	城 貴志
滋賀県精神保健福祉士会	杉山 更紗
(特非) JDDnet滋賀	高木 節子
滋賀弁護士会	竹下 育男
滋賀県精神科診療所協会	田中 和秀
(社福) 滋賀県聴覚障害者福祉協会	中西 久美子
立命館大学スポーツ健康科学部	永浜 明子
長浜米原しょうがい者自立支援協議会	美濃部 裕道
滋賀県中小企業家同友会	宮川 草平
(特非) 滋賀県難病連絡協議会	山根 寿美子

#### 4 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会条例見直し検討部会委員名簿

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会 条例見直し検討部会 委員	
	(50音順・敬称略)
所属等	氏名
特定非営利活動法人DPI(障害者インターナショナル)日本会議 副議長	尾上 浩二
特定非営利活動法人JDDnet滋賀 理事	川本 航平
滋賀県障害者施策推進協議会 元会長	北野 誠一
特定非営利活動法人ぱんじー 理事 (甲賀・湖南権利擁護支援センターぱんじー 所長)	桐高 とよみ
公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長	崎山 美智子
滋賀弁護士会	竹下 育男
ピアサポートWISH	福山 勝広
長浜米原しょうがい者自立支援協議会 副会長	美濃部 裕道
滋賀県中小企業家同友会 ユニバーサル委員長	宮川 草平

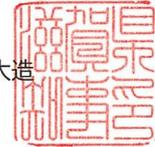
## 5 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会への諮問書



滋 障 福 第 9 1 号  
令和8年(2026年)1月30日

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会  
委員長 崎山 美智子 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しについて（諮問）

本県では全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的として、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（以下「条例」という。）を平成31年に制定し、令和元年10月から全面施行したところです。

これまでの間、障害当事者に寄り添い、その声を代弁して県の相談員につなぐ「地域アドボケーター」の配置をはじめ、障害者差別解消法を補完する相談体制を整備するなど障害のある人が相談の声を上げやすくなった一方で、差別等の事案は今なお存在しており、県民や事業者への障害の「社会モデル」や合理的配慮の更なる理解促進を図るとともに、相談の解決に向けた実効性確保のための取組も併せて推進していくことが必要です。

つきましては、今日的にどのような仕組み、施策が足りていないのかといった検討に加え、令和7年度に開催しました「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」のレガシーでもある共生社会づくりの深化にもつなげていけるよう、条例施行後3年を目途とした見直し規定を踏まえ、条例第15条第2項および付則（平成31年条例第8号）第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。